

公開用

初倉 湯日

松 下 家 古 文 書 目 録

島田市史編さん委員会

## 綴 込 み 資 料

- 1 松下家古文書から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（前1）
- 2 年 表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（前2）
- 3 近世文書分類表（古文書目録の目次に替えて）・・・・・・・・（前3）
- 4 近現代文書分類表（古文書目録の目次に替えて）・・・・・・・・（前4）
- 5 松下家古文書目録の利用に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・（前5）
- 6 古文書目録 近世（江戸時代）の部・・・・・・・・・・・・（No.1）
- 7 古文書目録 近代（明治・大正時代）の部・・・・・・・・・・・・（No.4）

1 下湯日村の村役人<庄屋(名主)、組頭、百姓代>

下湯日村は上組と下組に分かれ、それぞれ村役人を配していた。瀧家文書・天保5年12月の文書「議定一札之事」に、「下湯日村上組百姓代：藤吉、組頭：伊平・次郎右衛門、両組庄屋：七太夫」と出てくる。当松下家文書では文政10年11月にこの上組の表示が現れる。しかしいつからそのような形になったのか、この点についてはもっと年代中のある多くの文書に当たらないと明確にし得ない。

ともかく、当家文書によって村役人の変遷を見ると次のようである。

- ・元文2(1737)年 名主：次郎右衛門、 組頭：七左衛門
- ・安永3(1774)年 庄屋：伝次郎、 組頭：権八・七左右衛門
- ・安永4(1775)年 庄屋：伝次郎、 組頭：権八・又右衛門・藤吉
- ・天明4(1784)年 庄屋：伝兵衛、 組頭：権八
- ・天明7(1787)年 庄屋：伝兵衛、 組頭：権八・藤吉…(天明9年も同じ)
- ・寛政4(1792)年 名主：伝兵衛、 組頭：権八・藤兵衛
- ・寛政9(1797)年 名主：伝兵衛、権八、 組頭：平左衛門・又右衛門
- ・寛政12(1800)年 名主：伝兵衛、権八、 組頭：平左右衛門
- ・享和2(1802)年 庄屋：源左衛門、 組頭：四郎兵衛・市郎平
- ・享和3(1803)年 庄屋：源左衛門、 組頭：四郎兵衛・市郎平・甚右衛門
- ・文化4(1807)年 庄屋：源左衛門、 組頭：甚右衛門・百姓代：久右衛門
- ・文化8(1811)年 庄屋：七左衛門、(以下次)
- ・文化9(1812)年 庄屋：源左衛門・七左衛門、
- ・文化10(1813)年3月 庄屋：伝三郎・七左衛門、 組頭：清左衛門・甚右衛門、  
百姓代：小七、久左衛門
- ・文世10(1827)年11月 上組庄屋：四郎兵衛、 組頭：庄衛門、百姓代：伊平

2 質地・田地証文について

当家文書の中でこの質地・田地証文は全体の63%を占めていて極めて高い。そこで江戸時代、土地を媒介とする金銭貸借(売買)には、どのようなタイプがあったのか、主として当家文書の中からまとめてみよう

その前に「田畑永代売買禁止令」のことに触れなければならない。この法令は、幕府が本百姓経営を維持し農村の分解を防ぐために、寛永20(1643)年に発布(諸藩もこれに追従)したものである。以後違反者への罰則規定を緩和しながらも結局は明治5(1872)年(田畑永代売買解禁)まで続けられた。この間(江戸時代を通して)、表の土地売買厳禁なので質入れという形をとって金銭のやりとりが行われたのである。

当家文書からその実体を見てみよう。

(1) 田地証文之事・借用証文之事・質地証文之事

これは田畑を担保にして金銭を借用する。勿論利息がつき、返済期限がある。したがって必ず連帯保証人がつく。これは昨今行われているやり方とさほど変わりはない。ただしこの例は当家文書には見られない。

(2) 質流れに売渡し申す田畑(畑等)之事

これには次の2通りある。

- ① 田畑を質流れに売り払ったが、将来(年数を問わず)借用金銭を返済したならば田畑は返還されるものとする。
- ② 自家の田畑を質流れとし、子々孫々に至るまで相手のものとする。いわば土地所有権の移転である。この場合は必ず子々孫々まで云々……などと、それ相応の一筆を加えなければならない。でないと①に該当することになる。いずれにせよこれは罰則の対象となり裏の取引である。

(3) 10年季に売渡す田畑之事

これは(2)①に該当するもので契約当初から10年という制限を設けたもの。年数は特に10年とは限らない。

(4) 請次第に売渡し申す田畑之事

これも将来借金を返済した時、田畑は元の持主に返還される。(2)①と同じタイプである。

(5) 永代譲り売渡す田地証文之事

これは(2)②と同じ。しかしこれは表の売買ではなく裏の売買である。罰則の対象となる。

年表

前2

応仁元年(1467)~平成9年(1997)まで

改元年の月と閏月をのせる。但し閏月は○入り

Table with columns for year, month, day, and zodiac sign, organized by era (e.g., 応仁, 文明, 長享, etc.).

# 近世文書分類表 (明治5年まで)

## A 支配

- 1 領知 ①領主関係 ②領地関係 ③家臣関係 ④役所関係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤掟 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騷擾・一揆 ⑥各種詫状  
⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩儉約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

## B 土地

- 1 検地 ①検地条目 ②検地 (a 検地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳  
f 田畑高名寄帳 g 田畑賣高帳 等)  
③新田検地 (a 新田検地帳 b 切開帳 c 切添帳 d 返返帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隠田畑 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

## C 貢租

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状  
⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進  
⑯延納
- 2 課役 ①国役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 運上 b 莫加)
- 3 地租 ①税金 ②改正関係

## D 村制・戸口

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 誓詞)  
③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 覚書 d 願書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳)  
③宗門一札 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

## E 諸産業

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕  
⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作覚書 b 大福帳 c 田畑小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守  
⑧その他特産物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩  
⑦漁携組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鉱業
- 8 工業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 細工物 等)  
⑤その他

## F 商業

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商  
⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料  
⑯商業帳簿 (a 金銭出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

## F 商業

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文  
⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

## G 交通・通信

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤継立人馬 ⑥帳簿 ⑦拝借金  
⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③驚籠 ④馬背 ⑤賃銭 ⑥関所 ⑦通行手形  
⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿継 ③廻状 ④業者

## H 水利・土木

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④勞力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

## i 災害・救恤

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

## J 教育・文化

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸学問 (a 儒 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌  
③曆学 ④本草学
- 3 文化 ①隨筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

## K 宗教・習俗・身分

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神官 ⑨宣教師  
⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈祷 ⑮勧進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娯楽 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首)  
⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫宮座 ⑬若者組 ⑭遊山  
⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①士農工商 ②郷士 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人  
⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

## L 軍事

- ①海防 ②農兵 ③戦争

## M 地図

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

## X 家

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字帯刀御免 ⑦本家  
⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓  
⑯結婚 ⑰生死 ⑱衣食住

## Y 典籍

- ①和 ②漢 ③外

## Z 雑

- ①断簡 ②その他

I 政治行政

- 1 町村政＝町政、村政、旧村・区
- 2 戸口＝国勢調査
- 3 国・県・郡政＝中央政治、皇室、地方制度、県政、県布達、県公報、県会、郡政、  
郡会、政界人物
- 4 選挙＝選挙制度、衆議院・貴族院議員選挙、県議会議員選挙、郡議会議員選挙、  
町村議会議員選挙
- 5 村入用・民費＝村入用、民費
- 6 租税＝年貢、租税
- 7 財政＝国家・県（藩）・郡、町村
- 8 土木・水利＝道路普請・工事、治水、水利、治山
- 9 政党＝政党、地域結社・政社
- 10 司法・警察・消防＝司法一般、裁判・裁判所、警察、犯罪、消防
- 11 戦争・兵事＝陸・海軍、部隊、徴兵検査・兵役、銃後組織・援護、戦災

II 経済・産業

- 1 地租改正＝地租改正、農地改革
- 2 土地＝地目、開墾、土地売買、土地移動
- 3 物価・景況＝物価、賃金家計、景況、農林業の景況、商工鉱業の景況
- 4 経済団体＝報徳社、産業組合、その他農林業団体、商工業団体、実業家
- 5 農林業＝米、茶、柑橘、蔬菜、凶荒、農事、農会、林業、地主と小作
- 6 鉱工業＝繊維工業、食品工業、軽工業、機械金属、その他重化学工業、公益事業
- 7 商業＝卸売業、小売業、貿易・商社、飲食店・サービス業
- 8 金融＝政府系金融機関、勸業銀行・農工銀行、国立銀行・普通銀行、  
証券・保険・信用金融（講・質・個人金融）
- 9 運輸・通信＝道路、鉄道、自転車、郵便、電信、電話

III 社会・労働

- 1 社会団体＝町内会・部落会・隣組、若者組・青年会・青年団、子供組・少年団、  
在郷軍人会
- 2 婦人団体＝娘組・処女会・女子青年団、愛国婦人会、国防婦人会、  
キリスト教系婦人会、その他婦人諸組織、女工、職業婦人、恋愛・結婚、  
家族制度、売春・芸妓・身売り、娼娼運動、婦人解放運動、女性風俗、  
婦人活動家

III 社会・労働

- 3 社会運動＝社会主義運動、部落解放運動、消費組合運動、公害運動
- 4 労働・農民運動＝農民組合、労働組合、農民運動、労働運動
- 5 社会事業＝生活経済保護、児童福祉、医療保険、身体障害者福祉、更生保護、  
方面委員・社会事業協会、社会保護
- 6 医療・衛生・救恤＝医療・衛生行政・保健所、漢方医、医師・医師会、  
看護婦・助産婦、病院、伝染病・流行病、医薬品、赤十字
- 7 災害＝風水害、震災、火災、公害、消防・防災、霜害・ひょう害、干害、  
交通事故・遭難
- 8 世相・民情＝衣食住、風俗・流行、心中・自殺・墮落、年中行事（まつり）、  
奇習・珍談、電気・電灯、水道、電話、観光・温泉、奉公

IV 教育・文化

- 1 学校＝教育行財政、私塾、小学校、中学校、師範・実業・青年学校、高等教育、  
幼稚園・保育所・託児所、女子教育、各種学校、教育会、教育運動、  
教科書、教育勅語、郷土教育、特殊教育、学校医
- 2 社会教育＝図書館・博物館、村舎・公民館、成人教育、性教育（産児制限）、  
各種検定
- 3 宗教・習俗＝神道、教派神道、仏教、キリスト教、民間信仰（俗信・迷信）
- 4 学問・出版＝発見・発明、学術活動、郷土（地域）研究、新聞、雑誌、郷土出版、  
放送
- 5 文学＝小説、詩歌・俳句、文学結社、文学運動、同人雑誌、郷土出身作家
- 6 芸能・芸術・スポーツ＝伝統芸能、芝居、演劇、美術、音楽、映画・幻燈、  
陸上競技、球技、水泳、格技、社会教育、書画・骨董

V その他

- 1 郷土史（誌）
- 2 人物
- 3 家政＝家業、家計、手帳
- 4 日記・書簡＝日記、書簡、手帳
- 5 洋行・移民＝洋行、移民
- 6 雑＝国内事情、海外事情、断簡、その他

## I 文書目録の見方について

## 1 文書の分類

本古文書は江戸（近世）、明治・大正（近現代）の時代にわたっています。江戸時代の文書は「近世文書分類表」（明治5年迄）により、また近現代文章は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代なら、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」・「B-2」・「B-3」……というふうに各項目ごとに年月日の早い物から順に配列する方式をとっています。年代の特定できない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。本古文書は実際には「A-3」・「F-2」……の順になっています。明治以降（明治5年以降）の文書も「近現代文書目録」によって近世文書と同様の配列の仕方であらゆる年月日の早い順に並べています。

## 2 「通し番号」と「整理番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最上欄左端上部にある番号数字で、分類別・年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「整理番号」とは、「通し番号」の下部にある番号数字のことです。これは博物館（編さん委員会）が原文書の調査時につけた番号数字で、文書の入っているそれぞれの封筒に付した数字と一致します。あとで説明してありますが、この「文書番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

## 3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫喰いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「なし」とは、原文書にもともと何も記入してなかったことを表しています。
- (2) 年号・標題欄等で、語句を（ ）で表記しているところがあります。これは原文書には何も記していない箇所なのですが、調査の際に、便宜上仮の言葉で補ったものです。但し、西暦は常に（ ）内に示し例外です。

## 4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴等を記載し、いちいち原本に当たらなくてもおよその文章内容が把握出来るようになっています。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記載しました。

## 5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「短冊」・「厚紙」の表示がしてありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「厚紙」とは画用紙程度の厚紙を意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のことです。

## 6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、当家古文書調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室（博物館）にて保存していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室（博物館）のコピー文書の保管箱番号のことです。

## II 古文書原本の取り出し方

- 1 古文書収納袋の中には、封筒に入った古文書が分類A、F……の項目ごとにそれぞれ分割されて大きな袋（「同一分類による文書群の挿入袋」）に入っています。この分類袋と文書目録の「文書番号」から該当文書を取り出すことができます。
- 2 古文書の取り出し方について、～一例をあげると次の通りです～。

例えば文書目録の「通し番号」4の文書を取り出すとします。この通し番号4の文書箱の「文書番号」は「14」で、分類は「F-2」です。そこで、まず分類F（F-2）の挿入袋（同一分類による文書群の挿入袋）を取り出します。そしてこの大きな封筒の中から文書番号「14」の封筒を選び出せば該当文書が得られる訳です。

以下、取り出す要領はすべて同じです。

## III 文書の取扱いに付いてお願い

- 1 文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入袋に納めてください。これを取り違えると、次会引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納袋の中に入れ替えてください。
- 3 本古文書は江戸時代の下湯日村の動向を知る上で貴重な史料となるものです。松下家の宝物であると同時に島田市の貴重な財産でもあります。いつまでも大切に保存してください。

地区番号：6 地区名：初倉（湯日）・松下家古文書目録

A-3 支配-治安

NO. 1

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・十支	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
1 42	A 3	文政10年正月 (1827年)・亥	濟口證文之事	○下湯口村上納元庄屋：左三郎、親類：清吉、元百姓代：小七、 司：條右衛門、百姓代：伊平 ●大徳院	13年以前、大徳院土地(面積欠)を庄屋七左衛門へ内々にて買渡した。届げも ないまま、大徳院は年貢を払い続けた。村もこのこと知らなかった。6年前、 ●大徳院		原本	状	1	○	78

F-2 商業-金融

2 49	F 2	元文2年12月 (1737年)・巳	質流=売渡申田地之事	○下湯口村売主：久兵衛、同村頼頭：七左衛門、同村名主： 次郎右衛門 ●同村：甚右衛門	当巳年の年貢に廻り、名田(上田・下田)2コ合：分米1石6斗8升4合の土地 を質流として、その代金3兩を受取る。質流に売渡した以上はその所有、末 々子々孫々まで一言の異論もない。		原本	状	1	○	78
3 11	F 2	安永3年12月 (1774年)・午	質流=売渡申原畑證文之事	○下湯口村売主：六太夫、親類：八郎兵衛、頼頭：権八、同断： 又右衛門、庄屋：伝次郎 ●同村：善寛	当年の年貢に差し替り、5升地の名田を代金800文で質流に売り払う。来る 未年より質流のものになるが、何年経過しても元金返済の折りにはこの名田返 却されるものとする。		原本	状	1	○	78
4 14	F 2	安永4年3月 (1780年)・子	請次第売渡田地證文之事	○下湯口村売主：善之丞、遊人：八郎兵衛、頼頭：権八、同断： 又右衛門、同断：善吉、庄屋：伝次郎 ●高寛	年貢納入に廻り、田地下田15歩、上田1反2畝17歩を、請次第に売り渡す。 すなわち、上記代金返済の時には正地は相違なく返還されるものとする。		原本	状	1	○	78
5 43	F 2	天明2年12月 (1782年)・壬寅	質流=売渡シ申田地證文之事	○下湯口村売主：甚五郎 ●同村：善寛	下田15歩、上田1反2畝17歩、外に5升4合(金子2分)、この土地を質流 れとして、金子2分を受取る。		原本	状	1	○	78
6 36	F 2	天明4年12月 (1784年)・辰	質物売渡申原畑手形之事	○下湯口村売主：善兵衛、親類：藤藤、頼頭：権八、庄屋：伝兵 衛 ●同村：大徳院	当年の年貢に廻り、下田4畝6歩の地を代金1兩2分、錢500文にて質流に 売り渡す。質流に売渡したことに、村中誰も異論はない。		原本	状	1	○	78
7 21	F 2	天明7年12月 (1787年)・未	永代譲り売渡申原畑證文 之事	○下湯口村売主：八兵衛、親類：勘五郎、頼頭：藤吉、同断：権 八、庄屋：伝兵衛 ●同村：大徳院	当元年貢上納に廻り、原畑高1斗5升地を金1兩1分にて永代譲り渡す。永代譲 り売渡ときめた以上は村中、子々孫々造一言の異論もないことを約す。	虫喰いあり	原本	状	1	○	78
8 13	F 2	天明9年正月 (1789年)・酉	永代譲り売渡申原畑證 文之事	○下湯口村売主：吉兵衛、親類：安兵衛、頼頭：同藤吉、同 断：権八、名主：伝兵衛 ●同村：清明院	年貢未進金が重なり、高1斗1升地を永代にわたし、金1兩1朱にて売り渡す。 永代譲り売渡に付き村中、諸親類何の異論もないことを約す。	虫喰い多い	原本	状	1	○	78
9 44	F 2	寛政4年2月 (1792年)・子	質流=売渡シ申田地手形之 事	○下湯口村庄屋売主：八郎兵衛、親類：藤藤、頼頭：権八、同断 藤兵衛、名主：伝兵衛 ●同村：大徳院	年貢未進にて、これを打開するために、下田2コ(4畝8歩、12歩)を、金4 兩にて質流に売り渡す。質流に売渡した以上は、この田地に付き子々孫々まで申 し分はないことを約す。		原本	状	1	○	78
10 41	F 2	寛政9年4月 (1797年)・巳	永代譲り売渡申山證文之 事	○下湯口村売主：善正郎、親類：藤吉、親類：平左衛門、同又右 衛門、庄屋：伝兵衛、同権八 ●同村：清明院	小原権六山1ヶ所、立木有り、これを代金2兩で売り渡す。その理由は年貢納入 に困った為、未売渡した以上はこの件で異議を申す者はいないことを約す。	虫喰い著しい	原本	状	1		
11 29	F 2	寛政9年12月 (1797年)・巳	請次第に売渡申原畑證文 之事	○原畑売主：(頼頭：又右衛門)、同断：平左衛門、庄屋：権八 同断：伝兵衛 ●大徳院	原上にある高4斗の原畑、これは年貢未進が重なり、この打開のため、金1兩に て請次第に売り渡す。請次第だから、金子返金の額は、それが何年経過してい ても土地は返還されるものとする。	虫喰い著しい	原本	状	1	○	78
12 39	F 2	寛政12年12月 (1800年)・申	質流=売渡申田地證文之 事	○下湯口村庄屋売主：藤五郎、親類：藤吉、頼頭：同平左 衛門、庄屋：権八、同断：伝兵衛 ●清明院	上田5畝歩(分米6石5升)、これに年貢未進が重なり、金6兩2分にて 質流に売渡す。質流に売渡した以上は子々孫々迄、このこと申し分なし。		原本	状	1	○	78
13 26	F 2	寛政12年12月 (1800年)・申	質流=売渡申田地證文之 事	○下湯口村庄屋売主：権兵衛、親類：権八、親類：藤右衛門 庄屋：伝兵衛 ●同村：清明院	下田7畝6歩(分米7斗2分)、これを年貢未進が重なり、その代金として質流 に、金13兩2分で売り渡す。この売渡は子々孫々まで申し分なしことを約す。		原本	状	1	○	78



14 38	F 2	寛政12年12月 (1800年)・申	書面の原畑へ金子2分と 銭800文上借り事	○下瀬日村借主: 源謙、源人: 市部兵衛 ●同村: 大徳院	金子2分、銭800文、これは年貢未達にてやむく原畑(欠)担保に借用した もの。金子合計1両2分800文、これを返済の際は原畑は返却されるものとす る。		原本	状	1	○	78
15 46	F 2	享和2年12月 (1802年)・戌	質流れに売渡す申原畑證文 之事	○下瀬日村借主: 源八、源人: 市兵衛、組頭: 四郎兵衛、同市 部平、庄屋: 源左衛門 ●同村: 大徳院	高2斗畑、これは年貢上納金に限り、金1両2分にて売渡す。この売渡しに、 親類、村中の誰にても異議を述べない。		原本	状	1	○	78
16 28	F 2	享和3年11月 (1803年)・亥	質流売渡申す荒地山證文 之事	○下瀬日村借主: 定右衛門、源人: 権兵衛、組頭: 四郎兵衛、同 断: 市部平、同断: 若右衛門、庄屋: 源左衛門 ●大徳院	代金1両3分、これは年貢未達に付き、荒地山の質流れ代金として受取る。売渡 したかぎり、この地について諸親類ともに将来にわたり異議はない。	虫喰いあり	原本	状	1	○	78
17 31	F 2	享和3年12月 (1803年)・亥	譲渡申す茅山證文之事	○下瀬日村借主: 八郎兵衛、外親類、親類、庄屋 ●大徳院	代金1両1分、これは当年の年貢に差し支え、山を売渡した代金。	虫喰い著しい	原本	状	1		
18 33	F 2	文化4年3月 (1807年)・卯	請次第売渡畑證文之事	○下瀬日村借主: 七左衛門、親類: 平蔵、百姓代: 久右衛門、組 頭: 若右衛門、庄屋: 源左衛門 ●同村: 大徳院	年貢未達に対応するため、川久保にある下畑6歩の地を、金1両2分で請次第に 売渡す。現次第なので、代金返却の際は経過の年数は罰むす、この下畑は返却さ れるものとする。		原本	状	1	○	78
19 47	F 2	文化8年正月 (1811年)・未	書添田畑證文之事	○下瀬日村借主: 庄屋: 七左衛門、後次 ●欠	若右衛門分の原畑、金4両、同人分上原道土、金3両、又右衛門分で阿所、3両 庄兵衛分の田地5両、以上の田地は15両。これは上納金に限り、左の田畑、茶 園に付き古置文にて売買した土地代金。この代金将来返金の時は、土地は返却さ れるものとする。	虫喰い 文章後欠	原本	状	1	○	78
20 8	F 2	文化8年正月 (1811年)・未	原畑茶えん付、五右衛門 分	○下瀬日村借主: 七左衛門 ●同村: 大徳院	又右衛門分の原畑茶園は古置文にて代金3両で売渡したが、この分利息1割5分 は私方で附う。が一利息支払いが増った場合はこの畑を引き取ってよい、また金 子返済の際は畑は返却されるものとする。	虫喰いあり	原本	状	1	○	78
21 16	F 2	文化9年12月 (1812年)・壬申	譲渡山手形之事	○下瀬日村借主: 同所親類借主: 又兵衛、同所親類借主: 伝次郎 同所庄屋: 源左衛門、同断: 七左衛門 ●同村: 大徳院	字堂奥の口1ヶ所(境界の指示あり)、これ年貢金に差し替り、代金1両2分 にて譲渡す。譲り渡しの所有権移転に付き親類等誰も異議をいう者はない。	虫喰い所々にあり	原本	状	1	○	78
22 51	F 2	文化9年12月 (1812年)・壬申	前欠(請次第に譲り渡す 林證文の事)	○下瀬日村借主: 又兵衛、同村親類借主: 伝次郎、同庄屋: 源左 衛門、同断: 七左衛門 ●同村: 大徳院親方	年貢上納金に限り、山林を請次第に売渡す。金子返済の際はこの林は返却される ものとする。		原本	状	1		
23 37	F 2	文化10年3月 (1813年)・酉	永代売渡中原畑荒地山證 文之事	○下瀬日村借主: 源左衛門、親類: 権八、百姓代: 小七、同断: 久左衛門、組頭: 源左衛門、同断: 若右衛門、庄屋: 伝三郎、 同断: 七左衛門 ●大徳院	高5升の荒地、これ年貢未達に限り、金3分で売渡す。この荒地永売渡したかぎ りは将来親類、村中の誰にても異議を述べない。		原本	状	1	○	78
24 22	F 2	文政10年11月 (1827年)・亥	書添申請り證文之事	○下瀬日村上細田合借主: 嘉平、借主: 又兵衛、百姓代: 伊平、 組頭: 庄兵衛、庄屋: 田部兵衛 ●下瀬三村: 大徳院	当上納金に差支え、各相議の結果、古置文(かや山)上金として金2分書添え證 文とし、その金子受取る。この山当去年より貴院古来の持ち林屋敷に所許された い。このかや山に付き、村口でも異議を述べない。		原本	状	1	○	78
25 32	F 2	弘化3年2月 (1846年)・午	借用申金子證文之事	○借主: 同村大徳院 ●庄屋: 七太夫	金6両、これは入用金に差支え借用したもの。質物は小坂分屋等合4俵半納め出 産、利息は年2割5分、万一利滞納の際は、この田地売りに合し、返済は かりない。		原本	状	1	○	78
26 6	F 2	明治2年12月 (1869年)・巳	田地證文添書之事	○下瀬日村田地借主: 権六、同村五人組: 九左衛門 ●同村: 大徳院	金10両、これは当年の年貢に限り、本書證文以外(字長司家坪原道下下の坪 2ヶ所)を担保に使用したもの。これは田地請返し出来るものとする。すなわち これまでの田地代金50両そろえて返却した場合は、本書文、添書文の用紙も 全て返却されるものとする。	虫喰い少し	原本	状	1	○	78
27 5	F 2	明治2年12月 (1869年)・己巳	添書一札之事	○下瀬日村田地借主: 権六、嶋田治木屋借主: 留吉 ●同村: 大徳院	先年私留吉は、下瀬日村権六から田地を金18両2分で購入したが、この度権六 から諸親類あつた。それから権六は、この田地本書外共に合金40両で大徳院へ 購入売渡したこの添書した次第、これ相違なし。		原本	状	1	○	78

## F-2 商業-金融

NO. 3

28 23	F 2	明治2年12月 (1869年)・巳	覚	○嶋田宿:留吉 ●下湯山村:清兵衛	金40両、田地代金、内金20両を證文にて受取る。外に、12兩受取り、計32兩たしかに受取る。		原本	状	1		
29 48	F 2	明治2年12月 (1869年)・巳	(田地證文)	○下湯山村:権六、五人組合:九右衛門 ●欠	今年の年貢支払いに困り、田地を年季売りする。	文章前後欠	原本	状	1		
30 1	F 2	明治6年12月 (1873年)・酉	金子證文事	○下湯山村:池虎主:半次郎、組合:又右衛門、同新:九左衛門 ●町:大徳院	金10両、これに止むなく貴方に頼み元年竟渡した田地(長谷坪にあり)の増し金、たしかに受取る。この田地質減れ地とし、以後貴殿の所有とすることに当方は異論はない。	虫喰いあり	原本	状	1	○	78
31 27	F 2	なし	(田畑請負覚)	○欠 ●欠	代金ノ9兩、買入田畑記載あり。文章後欠。	断簡文書	原本	状	1		
32 17	F 2	欠	4ヶ年季売渡申田畑證文之事	○欠 ●町:大徳院	分米2石8斗5升1合3勺3才、この代金40兩。文章中欠・後欠。	虫喰い	原本	状	1		
33 30	F 2	欠	借用申金子之事	○欠 ●欠	金2兩、これは入用金に差支え借用する。利息は年1割5分、返済期限は来る未年暮れ迄とする。賃物は龍院田地。文章後欠。	後欠文書	原本	状	1		

## J-2 教育・文化-学芸

34 4	J 2	なし	(短冊)	○盛明 ●なし	「あたらしき年のはじめの若水に かつより老いたかげのうつりむ(若水に向かい泳む)、とある。		原本	短冊	1		
35 10	J 2	なし	(短冊)	○忠明 ●なし	「みをしへの根のころをうけつぎて 神習ふ道に身をば戻さん(撰職奉告祭に仕へた時戻さんもの)、とある。		原本	短冊	1		

## K-1 宗教・習俗・身分-宗教

36 34	K 1	寛永19年9月 (1642年)・壬午	(欠) 男のいみ(忌)の事	○御師:矢野又兵衛 ●向井村:一祝坊	男の禁忌を書付ける。一冊、「舟方の祝文・福寿は90日、初め30日は忌む」とある。このような忌日に付き、具体的に書いてある。	長313cm 後年の写しか	原本	状	1		
37 15	K 1	欠	断簡(神名書上げ)	○欠 ●欠	疫病平癒の神の大穴平屋神、夕彦名神 等を書付ける。		原本	状	1		
38 2	K 1	欠	大祓祝詞外(断簡)	○欠 ●欠	祝詞、前後欠のものを一括し、この袋にまとめる。		原本	状	一括		
39 18	K 1	なし	なし(旧過去帳断片か)	○なし ●なし	記載名で最も古い者では、修常院 知高直女 宝暦3年4月6日。全部で16名の記載あり。		原本	状	1		

## Z 雑

40 40	Z	欠	欠(断簡)	○欠 ●欠	一つは「田地證文3通入り」と書いた包紙(證文3通はない)。他の一つは白紙。		原本	状	2		
----------	---	---	-------	----------	---------------------------------------	--	----	---	---	--	--

近代（明治・大正時代）の部

II-1 経済・産業-地租改正

NO. 4

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	年月日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原簿 本と真	形態	数量	撮影	箱 番号
41 19	II 1	明治14年	4月 (1881年)	地券	○静岡縣駿原郡長: 関口 潜 ●遠江国駿原郡湯田村: 松下右京	「田1反4畝9歩、この地価76円10銭9厘、地租: 2円28銭(但し明治10年より、100分の2.5、金1円90銭3厘)、この所有者: 松下右京」以上の開帳要領で、田2、畑3、山林1、墓地1、以上7通を一括する。持主は全て松下右京。		原本	厚紙	7		
42 3	II 1	明治14年	4月 (1881年)	地券	○静岡縣駿原郡長: 関口 潜 ●遠江国駿原郡湯田村: 瀧 政吉	山林1畝27歩、地価: 金19銭、地租: この100分の3で6厘、(明治10年より100分の2.5で5厘)、持主は瀧 政吉。明治16年5月2日、松下右京がこれを買取る。		原本	厚紙	1		
43 9	II 1	明治20年	3月4日 (1887年)	地券	○駿原郡長: 星野鉄太郎(主筆) ●遠江国駿原郡湯田村: 松下右京	原野直積8歩、地価: 1銭3厘、この地価は地価の100分の2.5、持主は松下右京。		原本	厚紙	1		

II-2 経済・産業-土地

44 50	II 2	明治25年	1月7日 (1892年)	地所売渡証	○駿原郡初倉村湯田: 松下右京 ●同村: 松下善作	初倉村湯田所在の宅地5畝16歩、この地価19円36銭7厘、これを金23円で売渡す。		原本	状	1		
45 24	II 2	明治33年	9月3日 (1900年)	土地売渡=付内金受取	○磯業一太郎 ●松下右京	畑2反12歩の土地を130円で売渡す。その内金を受取る。残りの110円は11月20日に受取の予定。		原本	状	1		
46 20	II 2	大正5年	6月14日 (1916年)	山林売渡約定証	○駿原郡初倉村湯田: 磯業源兵衛 ●同村: 松下美津次	湯田村ノ谷に所在の山林2反歩(竹・木含む)を金330円で売渡す。その内金15円は7月6日受取の予定。		原本	状	1		
47 45	II 2	(大正)5年	7月24日 (1916年)	領収書	○初倉村湯田: 磯業源兵衛 ●松下右京	金35円、これは畑・森林売却代金として受取る。		原本	状	1		

II-8 経済・産業-金融

48 25	II 8	明治13年	2月 (1880年)	取替金証書紛失之事	○湯田村奥の沢: 清玉郎 ●同村: 松下右京	金15円、これは取替金元利息済金として受取る。但し、取替金証書を紛失してしまいこれを返還できない。それでこの受取書を正規の受取書とする。	虫喰いあり	原本	状	1		
49 7	II 8	明治36年	7月20日 (1903年)	地所売渡約定証書	○駿原郡初倉村湯田約定主: 磯業庄兵衛 ●同村: 松下右京	畑1畝18歩、この売渡代金: 218円、その内金8円を受取る。残金は証書と引き替えの書に行なうものとする。		原本	状	1		
50 35	II 8	(明治)37年	5月27日 (1904年)	証	○磯業庄兵衛 ●松下右京	200円の借財を年1割と定め、それらの内、内金150円を受取る、という証明。		原本	状	1		

IV-3 教育・文化-宗教・習俗

51 12	IV 3	明治43年	8月 (1910年)	祝詞	○松下右京(書く) ●なし	「讀んで行い盡る、悉くも人名目知命、少彦名命、天津コヤ稚命より加勢イタス美ナリ」で始まる祝詞。		原本	状	1		
----------	---------	-------	---------------	----	------------------	---	--	----	---	---	--	--